

令和__年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

住所 (又は) 居所 (事業所等)	フリガナ 氏名
----------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の3第4項(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の(A)の金額	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の(B)の金額	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の(C)の金額	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の(D)の金額(※)	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の(E)の括弧書の金額のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	a 申告書第三表⑦へ	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a-b) (赤字の場合には0と書いてください。)		⑦

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)〕の1面の「上場株式等」の⑬欄の金額(赤字の場合には0と書いてください。)	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(⑧-⑤) (⑤欄の金額≥⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑮へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額(⑤-⑧) (⑤欄の金額≤⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△をつけて、申告書第三表⑰へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額と⑧欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑱へ

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額≤⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑫	△をつけて、申告書第三表⑫へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑥) (⑥欄の金額≥⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑬	申告書第三表⑬へ

(注)

1面
の⑩欄、
2面
の⑫欄及び⑭から⑰欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	
本年の 3年前分 (令和__年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑨ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		
	③ (特定投資株式に係る金額)	⑤ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		⑭ ((③-⑤-⑦)) 円
	④ (上場株式等に係る金額)	⑥ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		⑮ ((④-⑥-⑧))
本年の 2年前分 (令和__年分)	③ (特定投資株式に係る金額)	⑤ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑦ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ ((③-⑤-⑦))	
	④ (上場株式等に係る金額)	⑥ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		⑰ ((④-⑥-⑧))
	② (特定投資株式に係る金額)	④ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑥ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		⑱ ((②-④-⑥))
	③ (上場株式等に係る金額)	⑤ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑦ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		⑲ ((③-⑤-⑦))
本年分 で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+⑩)	⑱	計算明細書の「一般株式等」の⑱へ		
本年分 で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑧+⑩+⑫)	⑲	計算明細書の「上場株式等」の⑲へ		
本年分 で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑦+⑨+⑪)	⑲	計算明細書の「上場株式等」の⑲へ		
本年分 で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑨+⑪+⑬)	⑲	申告書第三表⑱へ		
翌年以後に繰り越される株式等(特定投資株式及び上場株式等)に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯+⑰)	⑳	申告書第三表⑳へ 円		

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の⑮欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「上場株式等」の⑯欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑯欄の金額(赤字の場合には0とみなします。)及び「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑬-⑳)	㉓	申告書第三表㉓へ 円
---	---	---------------

※ ㉓欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉓欄の金額が同㉒欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。